

東村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例

東村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を
別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法
律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、本案を提
出するものであります。

東村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、東村山市の指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「運営等基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者（東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号及び第3号に規定する者が当該法人の役員等である場合を除く。）とする。

(運営等基準)

第4条 運営等基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

第5条 前条の規定にかかわらず、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する省令第28条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。